

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	自立支援給付・地域生活支援事業関係事務 基礎項目 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、自立支援給付・地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和7年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業関係事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①自立支援給付の支給に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ②支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	①障害者福祉システム、②中間サーバー、③統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理台帳ファイル、障害福祉サービス台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の144、145、146の項及び第146条、第147条、第148条  <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42、80、125、144、161の項及び第44条、第82条、第127条、第146条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部福祉総合相談室(障害福祉グループ)、保健所保健総務課
②所属長の役職名	福祉総合相談室主幹(障害福祉担当)、保健総務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で申請書等に記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携が行える基幹システム(COKAS)へのアクセスには静脈認証、パスワード入力が必要なうえ、業務を行う課ごとにアクセス権限の登録を要する仕組みとなっており、毎年の人事異動のタイミングでアクセス権限を確認している。また、COKAS以外では、専用ラインを設けて専用端末でのみアクセスできる形となっており、アクセス可能な職員はパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の20、53、108、109、110の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項</li> <li>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</li> </ul>	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の20、53、108、109、110の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項</li> <li>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</li> </ul>	事後	法令の改正に伴う変更
平成30年10月22日	I-5②所属長の役職名	福祉部障害福祉課長 相庭 万友美	障害福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項</li> <li>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2</li> </ul>	<p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</li> <li>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</li> </ul>	事後	精査による
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年6月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の20、53、108、109、110の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条</li> </ul>	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の20、53、108、109、110の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条</li> </ul>	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I-5①部署	福祉部 障害福祉課	福祉保険部福祉総合相談室(障害福祉グループ)、保健所保健総務課	事後	組織改革等による。
令和3年11月4日	I-5②所属長の役職名	障害福祉課長	福祉総合相談室主幹(障害福祉担当)、保健総務課長	事後	組織改革等による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①自立支援給付の支給に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①自立支援給付の支給に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> </ul>	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和7年8月21日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の84の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表117の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条</li> </ul>	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月21日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の20、53、108、109、110の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条</li> </ul>	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第117の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の144、145、146の項及び第146条、第147条、第148条</li> </ul> <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第117の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42、80、125、144、161の項及び第44条、第82条、第127条、第146条、第163条</li> </ul>	事後	法令改正による。
令和7年8月21日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	時点修正による。
令和7年8月21日	II-2特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	北海道からの権限移譲による
令和7年8月21日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	北海道からの権限移譲による
令和7年8月21日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年8月21日	IV-8判断の根拠	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年8月21日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年8月21日	IV-11当該対策は十分か【再掲】	新設	新設	事後	法令改正による。
令和7年8月21日	IV-11判断の根拠	新設	新設	事後	法令改正による。